

1. 議事日程（令和4年第4回北広島町議会定例会）

令和4年12月7日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第8号	専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第5	報告第9号	専決処分の報告について（救急出動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第6	議案第82号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第7	議案第83号	芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第84号	北広島町ふれあい健康館設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第9	議案第85号	豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第10	議案第86号	広島県市町総合事務組合理約の変更について
日程第11	議案第87号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
日程第12	議案第88号	財産の取得について（旧豊平地区工業団地開発予定地）
日程第13	議案第89号	令和4年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第14	議案第90号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第91号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第92号	令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（2号）
日程第17	議案第93号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第94号	令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第95号	令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第96号	令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第97号	令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	榎原ナギサ	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	竹下秀樹
上下水道課長	寺川浩郎	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたまま、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、伊藤淳議員、10番、服部議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月7日から20日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告はお手元に配付したとおりですが、その中から、2点ほど申し添えます。10月28日、広島県内陸部振興対策協議会で、広島県に対し要望活動を行い、北広島町としては、広域営農団地農道西宗今田間と一般国道433号線、加計豊平バイパス豊平工区の2か所の早期整備を要望いたしました。昨年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、新たな過疎対策がスタートして2年目となる中、11月15日、日本教育会館で開催された全国過疎地域連盟第54回総会において、令和5年度過疎対策関係政府予算、施策に関する決議が全会一致で可決されたことを報告いたします。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。行政報告をさせていただきます。まず、1ページをお願いします。総務課の関係であります。コロナの関係、あるいは価格高騰の関係で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ということで、上段のほう、1世帯当たり10万円の給付ということでさせていただいております。下段のほうは、価格高騰等に対する給付金でございます。内容は記載のとおりであります。4ページをお願いします。財政政策課であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金ということで、国のほうから、合計では3億7876万円ということで、予算組みをしていただき、今、支給のほうをしているところであります。県のほうからも、原油あるいは物価高騰等の関係で、2049万4000円の予算措置をしていただいて、今、支給に向けて進めているところであります。5ページをお願いします。民間提案制度ということで新しく始めましたけども、町内外の民間事業者等から広く提案を募集し、町の公共サービスの向上や効率化に資することを目的に始めております。募集期間は、9月26日から11月10日までということで募集いたしました。結果、6提案が上がってきました。これから審査をし、

有益なものについては実施のほうに向けて進めてまいりたいと考えております。まちづくり推進課の関係であります。9ページからスポーツ推進対策事業ということで書いておりますが、10ページの上段ですけれども、北広島町大朝グラウンドリニューアル記念式典ということで、11月5日に開催をさせていただきました。人工芝生化をしたものでありまして、式典の後では、町内のサッカー交流試合もしていただいたところでございます。11ページをお願いいたします。町民課の関係です。カーボンニュートラル推進事業ということで、内部にカーボンニュートラルの推進に係る庁舎内ワーキングということで、ワーキングチームを立ち上げて検討をいろいろしているところではありますが、6月から11月にかけて11回ワーキングを開催をして議論をしているところです。ゼロカーボンタウン宣言を8月12日に行いました。併せてシンポジウムも開催をしたところでもあります。それから12ページの上段ですが、北広島町環境審議会を設置し、開催をさせていただきました。11月25日に第1回目の審議会を開催し、北広島町ゼロカーボンタウン推進計画、仮称ではありますが、について検討していただくよう諮問をしたところでございます。13ページをお願いいたします。福祉課の関係です。敬老金支給事業ということで、今回、100歳になられる方が15名、88歳迎えられる方が176名おられました。祝金等も支給をさせていただき、100歳を迎えられた方のところは、行けるところは私がお祝いを言って回ったところでもあります。それから14ページ中ほどに新型コロナウイルス感染症対策事業ということで書いておりますが、全てをこれ紹介することはできませんけれども、ここについては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食事等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給をしたというところでございます。19ページをお願いいたします。農林課の関係であります。新規就農総合対策事業ということで研修を行っております。令和3年から4年度にかけての認定研修生1名、令和4年から5年度にかけて、町の認定研修生1名、合計2名ですが、記載のとおり、研修を受けていただいております。20ページ中ほどですが、鳥獣対策専門員の取組として、少し書かせていただいております。今年度から専門員を配置して、各地域に出かけていったり活動を開始をしていただいております。これからますます充実をさせていきたいというふうに考えております。22ページをお願いいたします。商工観光課の関係であります。上段のほうには、商工業の振興対策事業として、原油価格等高騰対策ということでの対応をしておりますし、Pay Payでまちのお店を応援しようというキャンペーンを実施したところでもあります。また、観光振興対策事業としては、下段ですけれども、神楽振興事業ということで、道の駅舞ロードIC千代田の神楽の日も復活をさせていただいて進めているところでもあります。23ページにかけてそういうのを書いておりますし、各地域での神楽共演大会というものも徐々に復活してきております。それからスペシャルオリックスというのがありましたけれども、広島県で開催をしたわけではありますが、開会式のアトラクションとして、11月4日に、これは千代田神楽団連絡協議会が中心になって6団体合同の団を作って、八岐大蛇を披露したと、非常に好評でありました。24ページをお願いいたします。北広島町農山村体験推進事業でありますけれども、この期間の中で、県内の小学校受入れ6校180名に来ていただきました。それから県外の修学旅行も1校であります。72名を受け入れたところでもあります。26ページをお願いいたします。建設課の関係です。地域施工支援事業、令和4年度の一般分としては、機械借上げ、原材料支給、施工補助合わせて80件を採択をしております。また、その下、昨年災害の関係での地域施工支援事業であります。合計で213件採択をし、取り組んでいただいております。

ます。27ページをお願いします。災害の関係ですが、令和2年発生した災害につきましては全て完了いたしました。復旧工事が完了しました。令和3年、昨年の災害につきましては、農林土木、公共土木合わせて225件の災害が発生しておりましたが、契約済みの件数が204件ということで、約9割方が契約ができたということで、順次進めさせていただいております。私からは、以上であります。教育委員会関係は、教育長のほうから報告をいたします。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） それでは、教育行政についての報告をお願いいたします。29ページを開きください。まず、学校教育課関連でございますが、本年夏以降、コロナ感染対策を行って多くの事業が可能になってまいりました。9月16日には、広島県小学校体育研究大会が大朝小学校で開催されまして、県内各学校からたくさんの参加をいただいております。中ほどでございますが、山県郡小学校陸上記録会、KumahiraPark北広島で開催をいたしました。3年ぶりということで、子どもたちの活躍ができております。次に、30ページでございますが、安全・安心な学校施設でございますが、八重小学校の校舎・体育館屋根・外壁等改修工事を始めまして、期間等は異なりますが、多くの業務に取り組んでおります。次にまいります。31ページをお願いいたします。生涯学習課でございますが、ふるさと夢プロジェクト事業、6年生の夢プロでございますが、植松電気代表取締役社長植松様のロケット制作、本年は北海道からこちらに来ていただきまして、子どもたちに講演をし、ロケット発射を各学校で行っております。また、5年生の民泊事業、4年生のお宝発見、これも全て実施することができました。32ページに参りますが、図書館事業でございますが、基本的な感染対策を行いながら、貸出し・返却等、全て通常運営となっております。下に参りますが、第15回を迎えました鬮光記念北広島町児童生徒自画像展でございますが、10月8日に開発センターで表彰式を行っております。33ページをお願いいたします。文化財保護管理事業、自然館事業等は記載のとおりです。教育委員会の各事業もかなり通常の形でできておりますが、まだまだ児童生徒の感染がございますので、しっかり対策をしてまいりたいと思っております。教育委員会からは、以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第8号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第8号につきまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第8号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

- 建設課長（竹下秀樹） 報告第8号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集の1ページ、2ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集2ページ、専決処分第6号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和4年10月26日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、令和4年7月11日午後6時頃、有田字太郎丸3700番地7付近、町道南方八重線を走行中、道路陥没に伴い、突出したマンホール蓋に接触したことにより、左側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として1万3460円の支払義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は1万3460円で、内訳は、タイヤの修繕費で、総額の3割でございます。以上で、報告を終わります。
- 議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第8号、専決処分の報告について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

- 議長（湊俊文） 日程第5、報告第9号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第9号につきまして概要を説明します。議案集の3ページをお願いいたします。報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、救急出動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（日田靖成） 報告第9号、専決処分の報告について、消防本部からご説明申し上げます。議案集4ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分第7号のとおり、救急出動中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和4年11月4日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要、令和4年9月18日午前11時30分頃、国道261号線八重バイパス中交差点を春木方面から本地方面へ救急出動のため、サイレンを吹鳴しながら、赤信号の交差点に進入して通過しようとした際に、壬生方面から壬生口方面に直進する相手方車両と接触したものでございます。3、和解の内容、本件事故について、過失割合を町20、相手方80とし、町は、下記4の額を賠償する。なお、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償の額、町が相手方に支払う額は4万6800円でございます。以上、報告を終わります。
- 議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第9号、専決処分の報告について報告を終わります。

日程第6 議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から

日程第9 議案第85号 豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第82号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から、日程第9、議案第85号、豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例までの4議案を一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第82号から議案第85号につきまして一括して概要を説明します。議案集5ページをお願いします。議案第82号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集25ページをお願いします。議案第83号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、令和5年3月31日をもって北広島町芸北歯科診療所を閉所することに伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集の28ページをお願いします。議案第84号、北広島町ふれあい健康館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、豊平地域づくりセンターの建替えに伴い、同一敷地内の北広島町ふれあい健康館についても取り壊し、一体的に整備するため、条例を廃止することについて町議会に提案するものです。議案集の30ページをお願いします。議案第85号、豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、豊平地域づくりセンターの建替えに伴い、同一敷地内の豊平青年研修道場についても取り壊し、一体的に整備するため、条例を廃止することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第82号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。本案は、国の人事院勧告に準じて、本町職員の給与改定を行うもので、関係する3つの条例について、それぞれ所定の改正を行うものです。第1条、職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案集5ページをお願いします。本条例の主な改正点は、30歳代半ばまでの若年層に対し、行政職給料表を平均0.3%の引上げ改定を行い、その他の給料表についても行政職給料表との均衡を基本に改定するものです。また、ボーナスの年間支給月数を0.1月分引上げ、4.3月を4.4月に改定するものです。なお、再任用職員にあっては、0.05月分引上げ、2.25月を2.3月に改定するものです。議案集16ページからは第2条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案集17ページからは、第3条、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について記載しています。それぞれ人事院勧告に準じて給料表等を改定するものです。議案集23ページをお願いします。附則の1と2において、その施行期日を第3条の規定については、令和5年4月1日、第1条、第2条の規定については、令和4年4月1日に遡り適用することを定めています。また、附則の3において、改正前の支給額を改正後の内払いとみなすこと。附則の4において、規則への委任について記載をしております。ご

審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第83号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集の25ページをお願いします。今回の改正は、令和5年3月31日をもって芸北歯科診療所を閉所することに伴い、条例の一部を改正するものです。改正箇所は、芸北歯科診療所並びに歯科保健センターげいほくに関わる記載を削除するものでございます。新旧対照表によりご説明申し上げます。目次、第3章第5節、歯科保健センターげいほく（第25条）を削除します。次に、第14条第3号、北広島町芸北歯科診療所並びに第5号、歯科保健センターげいほくをそれぞれ削除します。26ページをお願いします。第18条中の下線部、及び北広島町芸北歯科診療所の2つの診療所を削除します。そして、第5節、歯科保健センターげいほくの記載を削除し、第25条を全部削除するものです。続きまして、議案第84号、北広島町ふれあい健康館設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。議案集の28ページをお願いします。今回の条例の廃止は、豊平地域づくりセンターの建替えに伴い、同一敷地内にありますふれあい健康館についても取り壊し、一体的に地域づくりセンターを整備するため、廃止するものでございます。なお、ふれあい健康館は、平成13年度に豊平保健福祉総合センター整備後は、住民のサテライト型保健センターとして位置づけられ、これまでも保健事業等については、主に豊平保健福祉総合センターで実施しており、取り壊しによる影響はありません。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 議案第85号、豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、生涯学習課からご説明を申し上げます。議案集の30ページをお願いいたします。この条例廃止は、豊平地域づくりセンターの建替えに伴い、同一敷地内の豊平青年研修道場についても取り壊し、一体的に豊平地域づくりセンターを整備するため、条例廃止をするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、4議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第86号 広島県市町総合事務組合規約の変更についてから

日程第11 議案第87号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第86号、広島県市町総合事務組合規約の変更についてから、日程第11、議案第87号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてまでの2議案を一括議題とします。以上、2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第86号及び議案第87号につきまして、一括して概要を説明します。議案集32ページをお願いします。議案第86号、広島県市町総合事務組合規約の変更について説明します。本案は、広島県水道広域連合企業団が広島県市町総合事務組合に事務

の委託をすることに伴い、広島県市町総合事務組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集34ページをお願いします。議案第87号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について説明します。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規約を変更することに関し、広島県と協議することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第86号、広島県市町総合事務組合同規約の変更について、総務課からご説明申し上げます。議案集32ページをお願いします。広島県市町総合事務組合は、組合を組織する市町等の職員に対する退職手当の支給及び非常勤職員等の公務災害補償を行うため、地方自治法に基づき設立された一部事務組合です。本案は、この組合にこのたび設立された広島県水道広域連合企業団が事務の委託をすることに伴い、規約を変更することについて町議会の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。続きまして、議案第87号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてご説明申し上げます。議案集34ページをお願いします。本案は、規約第1条文中の北広島町個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律に改めるもので、事務委託先である広島県と協議を行うことについて、町議会の議決を求めるものです。これは、近年のデジタル社会の進展を背景として、より厳格化した個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、これまで適用対象外であった地方公共団体が令和5年4月1日から、直接適用対象へ変更されることによるものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、2議案については後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第88号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第88号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第88号につきまして概要を説明します。議案集の36ページをお願いします。議案第88号、財産の取得について説明します。本案は、旧豊平地区工業団地開発予定地を地域活性化に役立てることを目的として財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議案第88号、財産の取得につきまして商工観光課からご説明申し上げます。議案集36ページをお願いいたします。本案は、広島県が所有しております旧豊平地区工業団地開発予定地につきまして、本町の地域振興、地域活性化のために活用する目的で広島県から取得するため、町議会の議決を求めるものでございます。取得する財産でございます。1、種別、土地。2、所在地、こちらにつきましては、次ページ別紙をご覧ください。字

ごとに代表地番と筆数のみ読み上げさせていただきます。北広島町今吉田字堀田517番1ほか5筆。同字水井手897番ほか7筆、同字後戸10893番2ほか1筆。同字黄幡10901番3ほか24筆。同字若林10974番1ほか50筆の計92筆でございます。3、地積合計17万3351.31㎡。4、買入価格1126万9948円。5、契約の相手方 広島県。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第89号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第7号）から

日程第21 議案第97号 令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第89号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第7号から、日程第21、議案第97号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第2号までの9議案を一括議題とします。以上、9議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和4年度補正予算の概要について一括して説明します。別冊の令和4年度補正予算書をお願いします。議案第89号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4100万円を追加し、予算の総額を164億400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、庁舎等公共施設におけるエネルギー価格高騰への対応、旧豊平地区工業団地開発予定地の取得、消防本部本署庁舎整備事業の実施に係る費用などを計上しております。なお、人件費につきまして、人事院勧告などによる人件費の補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に追加1事業、変更1事業を、地方債補正は、第3表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第90号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8000万円を追加し、予算の総額を20億9600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、一般被保険者療養給付費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第91号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ980万円を追加し、予算の総額を7億円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、電気料金の増による光熱水費、公共枡設置などの工事請負費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第92号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を3億5820万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、人事院勧告などによる人件費の補正、電気料金の増による光熱水費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第93号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳出予算において権利擁護事業における報酬などを計上しております。また、第2表に繰越明許費として追加1事業を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第94号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ160万円を追加し、予算の総額を1億360万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税納付金の追加を計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第95号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入歳出予算において会計年度任用職員報酬の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第96号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万円を減額し、予算の総額を3億630万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、広域連合への保険料等負担金の減額などを計上しております。別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いします。議案第97号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的支出において、既決の支出予定額に878万2000円を追加し、支出予定額を5億159万3000円とするものです。また第3条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を45万7000円減額し、3276万7000円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は電気料金の増による増額などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第89号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第7号につきまして、財政政策課から説明いたします。事前に配付しております資料の令和4年度12月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回、一般会計の補正額は2億4100万円の増額補正で、補正後の予算額は164億400万円となります。編成上のポイントとしましては、庁舎等公共施設におけるエネルギー価格高騰への対応、旧豊平地区工業団地開発予定地の取得、消防本部本署庁舎整備事業の実施でございます。下段は、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。12月補正における主要施策を第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載をしております。また、表中右側に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、農業施設維持修繕工事ほかとして1480万1000円、機構集積協力金として875万8000円、林道等整備設計調査委託料ほかとして650万円、旧豊平地区工業団地開発予定地取得費として1127万円の追加、また、林業再生事業の路網整備、機械整備補助金として1300万円の減額など、Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、広島神楽関西公演負担金として150万円、教育環境整備事業補助金として1500万円、図書館システムデータ抽出委託料として440万円の追加など、Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、生活保護扶助費として2350万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として1044万2000円の追加などを、Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、地方バス路線維持費補助金ほかとして2844万1000円、道路維持補修作業等委託料ほかとして2790万円、急傾斜地崩壊対策事業における県施工工事負担金として621万7000円、消防本部本署庁舎整備工事設計業務委託料として5000万円の追加、また、情報基盤事業における加入者管理委託料ほかとして930万円の減額などを、Ⅴ、住民のための行財政運営では、財務会計システム改修委託料として128万7000円の追加などを計上しております。この一覧表中に※を付記しております事業につきましては、事業の目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、ご覧ください。次に、別冊の補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費補正でございます。10款教育費、4項社会教育費、北広

島町図書館運営費について、新たに令和5年度への繰越しを追加し、9款消防費、1項消防費、一般管理事業について金額を変更するものでございます。また、第3表、1枚めくっていただきまして、第3表に地方債補正を目的別に計上しております。公共事業等債、災害復旧事業債、一般単独事業の追加、過疎対策事業債の減額により、補正後の借入限度額を総額で11億360万5000円とするもので、補正前より2210万円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第90号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については、人件費を148万円減額し、次の1款2項1目賦課徴収費については、人件費を50万円増額するものです。2款1項1目一般被保険者療養給付費については6000万円増額するものです。これは今年度の保険給付費の給付実績に基づくものです。3ページ、4ページをお願いします。2款2項1目一般被保険者高額療養費については2000万円増額するものです。これも今年度の実績に基づき、増額するものです。6款1項1目財政調整基金積立金については、73万3000円減額するものです。8款1項5目保険給付費等交付金償還金については171万3000円増額するものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。3款1項1目保険給付費等交付金については8000万円増額するものです。5款1項1目の一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金を116万5000円減額、職員給与費等繰入金を98万円減額するものです。5款2項1目の財政調整基金繰入金については214万5000円増額するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第91号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出、2款1項1目下水道新設費を248万1000円の増額、2款1項2目下水道管理費を736万8000円の増額、4款1項1目予備費を4万9000円減額し、合計980万円の増額をお願いするものでございます。下水道新設費の委託費1万9000円の減額は、下水道実施設計委託料の精算によるもので、工事請負費250万円の増額は、住宅新築等に伴う公共枘設置工事を行うための補正でございます。次に、下水道管理事業の需用費730万9000円の増額でございますが、これは各下水道処理施設で高騰しております電気代の見込み額でございます。備品購入費の5万9000円の増額は、大朝地域の浄化センターで排水を管理しております無停電装置を交換するものでございます。これに調整で予備費4万9000円の減額を合わせまして、歳出合計980万円の増額をお願いするものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入、3款1項1目下水道事業費国庫補助金を171万4000円の減額、4款1項1目一般会計繰入金を1441万4000円の増額、7款1項1目下水道債を290万円減額し、合計で歳出と同額の980万円の増額をお願いするものでございます。続いて、議案第92号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出、1款1項1目一般管理費を48万1000円の増額、4款1項1目予備費を1万9000円増

額し、合計50万円の増額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費48万1000円の増額でございますが、これは人事院勧告等に伴います職員給与費に係る増額でございます。次に、農業集落排水管理費でございますが、これは下水道事業と同様に高騰する電気代に対応するため、需用費を46万2000円増額し、工事請負費を精算により46万2000円減額するもので、節間の組替えを行うことから予算の増減はございません。予備費1万9000円の増額については調整によるものでございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。歳入、4款1項1目一般会計繰入金を50万円増額し、歳出と同額とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第93号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。4款3項2目、権利擁護事業費について予算の組替えを行うものとなります。報償費を3万8000円減額し、報酬を2万6000円、旅費を1万2000円とするものです。これは協議会開催に当たり、報償費で予算措置しておりましたが、委員報酬と費用弁償での支出が適当であることから、組替えを行うものです。次に、第2表をお願いします。繰越明許費でございます。総務費、計画策定委員会費、計画策定委員会事業495万円を令和5年度へ繰越し、実行するものです。これは第9期介護保険事業計画等策定のための委託料になりますが、アンケート調査などに時間を要するため、今年度から事業に着手し、完成が翌年度にわたることになるためのものです。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第94号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号につきまして、農林課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1ページ、2ページをご覧ください。歳出2款1項1目電気事業費の公課費160万7000円の増額ですが、これは消費税の確定申告によりまして、中間申告納付額の確定に伴い、増額するものです。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、事項別明細書歳入の1ページ及び2ページをお願いいたします。3款2項1目基金繰入金を160万円増額し、1827万8000円とするものです。これは、歳出の増額に対します財源といたしまして基金繰入金を計上するものです。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第95号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費については42万3000円増額するものです。雄鹿原診療所の会計年度任用職員の報酬になります。4款1項1目元金については23万3000円増額するもので、地方債償還元金の支払時期の変動によるものになります。5款1項1目予備費を調整で65万6000円減額します。歳入の予算補正はございません。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第96号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお

願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については406万円減額するものです。4款2項1目保険料還付金については30万円増額するものです。5款1項1目予備費については6万円増額するものです。次に、戻っていただきまして歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目特別徴収保険料については435万6000円減額し、同じく2目普通徴収保険料については173万6000円減額するものです。3款1項1目事務費繰入金については56万1000円減額するものです。4款1項1目繰越金については265万3000円増額するものです。5款3項1目保険料還付金については、30万円増額するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第97号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第2号について、上下水道課からご説明申し上げます。別冊の令和4年度北広島町水道事業会計補正予算書第2号の7ページ、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。収益的収入及び支出、1款1項1目原水及び浄水費を800万円、2目配水及び給水費80万円を増額、4目総係費を28万9000円の減額をお願いするものでございます。原水及び浄水費、配水及び給水費の増額は、動力費、電気代の増加によるものでございます。総係費の28万9000円の減額は、職員給与費で人事異動によるものでございます。6目の資産減耗費27万1000円の増額につきましては、配水管更新に係る固定資産除去費を計上したものでございます。以上で、上下水道課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。補正予算関係9議案については、後日審議、採決を行います。以上で、本日の日程は全部終了しました。次の本会議は、12月13日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 13分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~